

第1199号

AFN-1199

Timely

1994年1月17日創刊 毎週発行
葵総合経営センターだより週刊版

H29. 12 / 25 (月)

『平成30年税制改正大綱発表 納税猶予の特例制度創設等』

14日与党税制改正大綱が発表された。 少子高齢化克服策として、所得税や法人税等の手当が施され、待ったなしの中小企業の代替わり支援として事業承継税制の抜本的拡充等が行われた。

事業承継については、納税猶予の特例制度として、特例後継者(仮称)が、特例認定承継会社(仮称)の代表権を有していた者から取得した全ての非上場株式全額について特例後継者の死亡の日まで納税が猶予される(特例認定承継会社とは、一定期間に特例認定計画を都道府県に提出し経営承継円滑化法の認定を受けたもの)。また一定要件のもとに特例承継期間経過後で自社株を譲渡したり合併や解散したりするとき、納税猶予税額が免除される。また事業再編促進に向け、特別事業再編計画に基づく産業競争力強化法の特別事業再編(仮称)により自社株等譲渡し、株式の交付を受けた場合は譲渡損益の計上を繰り延べる。

その他、給与所得850万円を超える場合の給与所得控除を195万円に引き下げ。基礎控除の一律10万円の引き下げ。十分な賃上げや国内設備投資を行った企業への税額控除措置。計画に基づき行われた中小企業の設備投資について、固定資産税1/2からゼロの軽減を3年間の時限措置で創設、等手当される。

『相続で取得した減価償却資産引き継いで計算—国税庁Q&A』

国税庁は今般、H/P上の「質疑応答事例」、「所得税」のうち「必要経費」の項で、「**相続により取得した減価償却資産の耐用年数**」を掲載した。概要は以下の通り。【照会要旨】相続で取得した賃貸用の建物を引き続き賃貸の用に供した場合、減価償却費の計算における耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令第3条第1項《中古資産の耐用年数等》の中古資産に係る見積もりによる使用可能期間に基づく年数とすることができるか否か。【回答要旨】所得税法施行令第126条第2項《減価償却資産の取得価額》の規定では、所得税法第60条第1項《贈与等により取得した資産の取得費等》に規定する、相続等により取得した資産が減価償却資産である場合の取得価額は、取得をした者が引き続き所有していたとみなした場合における取得価額に相当するとされる。また、所得税法第60条第1項は、同項に規定する相続等によって取得した資産を譲渡した場合の譲渡所得等の金額の計算では、取得をした者が引き続きその資産を所有していたとみなすとしている。従って本件資産について、同省令の規定により算出した年数で減価償却費を計算することはできない。**被相続人から取得価額、耐用年数、経過年数及び未償却残高を引き継いで計算することとなる。**



＜冬期休業のご案内＞

平成29年12月30日(土)から平成30年1月4日(木)まで休業させていただきます。
次回の発信は1月9日(火)の1200号です。よろしくお願いいたします。



21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

葵総合経営センター

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com